



いじめ体験の原因帰属の検討 : 体験立場別の自由記述による分析から

勝間田, 冬華

吉田, 圭吾

(Citation)

神戸大学発達・臨床心理学研究, 23:23-31

(Issue Date)

2024-02-28

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100487325>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100487325>



いじめ体験の原因帰属の検討 ——体験立場別の自由記述による分析から——

Examination of Attribution for Bullying
: Based on Responses on a Free-answer Questionnaire Analyzed

勝間田 冬華* 吉田 圭吾**
Fuyuka Katsumata* Keigo Yoshida**

要約: いじめ被害を含むトラウマ体験の心理的影響には、その体験に対する自己非難的な原因帰属が関連していると考えられる。また、いじめ被害者以外の者が「いじめられる側にも問題がある」と被害者への有責性意識を持つことが、いじめ問題の解消を妨げる一要因であると考えられている。本研究では、いじめ体験における自己非難的帰属研究の発展を目指し、実際に体験したいじめの原因帰属の構造について、時間的経過や体験した立場の観点を踏まえて探索的に検討することを目的とした。高校生・大学生 260 名を対象に質問紙調査を行った。調査内容は、いじめ体験の内容（立場、時期、内容）、いじめの原因帰属、いじめの原因帰属に関する自由記述であった。量的な検討から、加害者の原因帰属は時間的経過に伴い変化する可能性があること、加害者は被害者や傍観者に比べて「加害者への帰属」が低いことが示された。また、クラスター分析の結果、被害者と加害者の双方において、「被害者にも原因がある」と考えている一群があることが明らかとなった。最後に、数量化理論第Ⅲ類による自由記述の分析を行い、いじめ体験の原因帰属の構造について考察した。

キーワード: いじめ、原因帰属、自己非難的帰属

1. はじめに

いじめによる否定的な影響

国立教育政策研究所（2021）によれば、いじめは児童生徒の集団の中ではいつ起きても不思議ではない、もしくはいつも起きている、そういった類の問題であって、簡単に減らすことのできない我が国における深刻な問題の1つである。大久保（2012）によれば、大学生の43%が小学校から高校までの間に、1度はいじめ被害を体験しており、荒木（2005）の研究では37.9%、坂西（1995）の研究では24.7%がいじめ被害を体験している。いじめの定義について、多くの国では、Olweus（1991）による「ある生徒が、繰り返し、長期にわたって、一人または複数の生徒による拒否的行動にさらされている場合、その生徒はいじめられている」という定義が踏襲されている（森田, 2010）。本邦では、文部科学省（2013）による「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」といった定義が用いられることが多い。本研究においても、文部科学省の定義を採用す

る。

Idsoe, Dyregrov & Idosoe（2012）は、いじめ被害体験のある生徒のうち、男子 27.6%、女子 40.5%が心的外傷後ストレス障害（Post-Traumatic Stress Disorder : 以下、PTSD）の症状を呈することを示している。このように、いじめは PTSD につながるようなトラウマとなり得る深刻な体験であり、被害者となった子どもの心身や生活全般に否定的な影響を及ぼす（坂西, 1995 ; 香取, 1999）。例えば、村山他（2015）は、いじめ被害を受けている生徒・児童は、いじめ加害・被害に関与していない児童・生徒に比べて、抑うつが強く、自傷行為のリスクが高いことを示している。また、中学校や高等学校の頃はいじめ被害経験が、大学生の Well-being を低下させる可能性（水谷・雨宮, 2015）や、いじめ被害が対人恐怖心性と関連する（石橋他, 1999）ことを示した研究も存在する（亀田・藤枝・会沢, 2018）。このようないじめの否定的な影響は青年期後期まで続くことが明らかにされており（荒木, 2005）、いじめ問題の解決、被害者への有効な心理的援助方法の確立は重要であると考えられる。

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科
** 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

トラウマとしてのいじめ

近年の PTSD 論で扱われているトラウマとは、戦争に匹敵するような、人間の生死に関わるような強い恐怖をもたらす体験を指している（金，2003）。米国精神医学会診断統計マニュアル第5版（DSM-5：American Psychiatric Association, 2013）では、PTSDの診断基準Aとして、「実際にまたは危うく死ぬ、重傷を負う、性的暴力を受ける出来事への、以下のいずれか1つ（またはそれ以上）の形による暴露」と定められている。一方で、小関・小野・伊藤・大谷・鈴木（2017）は、従来の研究から、外傷後ストレス反応（Posttraumatic Stress Reactions：以下、PTSR）を呈する出来事は、必ずしも DSM-5 の診断基準Aを満たす場合だけではないことが示唆されている（Foa, Clark, Tolin, & Orsillo, 1999; 伊藤・鈴木, 2009）ことから、診断基準Aに当てはまらない、死の危険性には至らないものの、PTSRを喚起するものを「非致死性のトラウマ」とし、新たなトラウマの定義と位置付けることの重要性を指摘している。そこで、本研究においても、いじめ被害を「非致死性のトラウマ」として捉える。先述のように、いじめ被害はPTSDを引き起こすような体験であり（Idsoe et al., 2012）、岩切（2014）もまたいじめはトラウマになりうると述べている。このことから、いじめは「非致死性のトラウマ」として捉えることができると考えられる。

トラウマに対する自己非難的帰属

飛鳥井（2010）によると、トラウマを体験した人の多くが、実際には自分に責任がないのに、それを回避できなかった自分を責め、罪悪感や屈辱感を感じて苦しむ。このような自己非難の感覚は原因帰属の枠組みによって説明することができる。原因帰属の概念は、社会心理学の分野で Heider が提起した後、Weiner によって達成領域の分野を中心に展開されてきた。Weiner（1979）は、原因の次元として原因の位置、安定性、統制可能性の3つの次元を想定している。原因の位置は、原因が個人の内にあるか、外にあるかを問題とする。例えば、ある課題に成功した原因を自分の努力の結果や能力の高さであるとするのは内的な帰属であり、反対に課題の難易度や運などであるとするのは外的な帰属である。安定性の次元は、帰属因の時間的安定性・変動性に着目した次元であり、時間的にみて相対的に変動しやすい不安定な要因と、変動しがたい安定した要因に分類される。例えば、能力は時間がたっても変わるものではないので安定と考え、努力や運などは不安定と考える（小川，2011）。最後に、統制可能性とは、人の意志的統制を働かせることが可能か否かを意味するものである（速水，1990）。すなわち、ある出来事に失敗、あるいは成功の結果をもたらしたその原因が統制可能であることを示しており（大芦・平井，1992）、個人の努力は統制可能な要因、能力や運は統制不可能な要因であると考えることができる。Weiner の理論では、成功・失敗に対して行われた原因帰属は、その帰属因の各原因次元上での特徴に応じて、期待や感情に異なった影響を与え、この期待と感情を媒介として後続の行動が決定されると考える（奈須，1988）。

以上の Weiner の帰属理論をもとに、Janoff-Bulman（1979）はトラウマ体験後に生じる自己非難的な原因帰属の枠組みを提案した。Janoff-Bulman（1979）によると、トラウマに対する自己非難的帰属は、行動の自己非難（Behavioral self-blame：以下、BSB）と特性

の自己非難（Characterological self-blame：以下、CSB）の2つに区別され、それぞれ次のように説明される。BSBは統制感に関連し、修正可能な原因（行動）に対する帰属を伴うものである。そして、将来における否定的結果の回避可能性に関する信念と関連する。一方で、CSBは自尊心に関連し、比較的修正不可能な原因（特性）に対する帰属を伴い、過去の否定的な結果がその個人に値するものであったという信念と関連する。この Janoff-Bulman の理論をもとに、国外では CSB と BSB それぞれの自己非難的帰属の心理的影響に関する知見が蓄積されつつある。従来の研究では、一貫して CSB が PTSD や抑うつなどの内在化問題に関連していることが明らかにされている一方で、BSB に関しての心理的影響に関する知見は一貫しておらず、さらなる検討が必要であると考えられている（勝間田・吉田，2023）。さらに、2タイプの自己非難的帰属がそれぞれ異なる影響を示すことや、トラウマと心理的影響を自己非難的帰属が媒介する可能性があることから（e.g. Graham et al., 2006）、トラウマケアにおいて自己非難的帰属への介入が重要であると考えられている（e.g. Sigurvinsdottir, Ullman, & Canetto., 2019）。

Graham & Juvonen（2001）は、社会的現象としてのいじめは、失敗に対する他者の反応などの原因帰属を誘因する他の領域と多くの共通点を持つため、原因帰属の枠組みで捉えることに適していると述べている。実際に、いじめ体験を対象とした自己非難的帰属研究では、被害者は加害者や適応的な生徒に比べて CSB 傾向が高いこと（Graham, Bellmore, & Mize, 2006）、いじめ被害と CSB の間の因果関係（Schacter & Juvonen, 2015；Shelly & Craig, 2010）が示されてきた。また、被害体験が CSB を介して、心理的不適応と正の関連を示すこと（Graham et al., 2006）や、CSB が PTSD や抑うつと正の関連を示すこと（Harris et al., 2021）が明らかになっている。このことから、いじめ被害による否定的な影響には、自己非難的帰属が関わっている可能性があり、Graham & Juvonen（2001）が述べているように、被害者の原因帰属過程はいじめ被害後の心理的不適応を理解するうえで重要である。そして、いじめ被害者への支援として、自己非難的帰属への介入が有効であると考えられる。しかしながら、従来の研究は、実際はいじめ体験ではなく、仮想場面を用いた検討であり（e.g. Graham & Juvonen, 1998）、実際はいじめ被害体験への原因帰属の検討はほとんどなされていない（勝間田・吉田，2023）。また、自己非難的帰属研究は、国外で性被害を中心に展開され、本邦での研究はいじめ被害については未だ十分な検討がなされていない（勝間田・吉田，2023）。さらに、トラウマ体験の文脈によって適応的帰属が異なる可能性（Georgiou & Stavingides, 2008）や、いじめにおける自己非難的帰属とその影響に文化差が指摘されている（Yang, McDonald, & Seo, 2022）ことを踏まえると、本邦におけるいじめの原因帰属の構造を明らかにすることは重要であると考えられる。

被害者への有責性意識

ここまで、被害者の立場からいじめの原因帰属について述べてきたが、いじめ被害者以外の立場にある者が、「いじめられる側にも問題がある」という被害者への有責性意識を持つことが、いじめ問題の解決を妨げる要因の1つであると考えられている（竹川，

2010)。大野（1996）は、いじめ問題に関する議論に伴い、「いじめ被害者にも何らかの問題があり、その問題を被害者本人が解決すれば、いじめ被害を被らなくてすむ、とする見解が頻繁に登場する」と述べている。続けて、被害者への有責性意識が、第三者によるいじめ問題への介入にネガティブに作用する可能性があること、加害者が自らの行為に正当性を与え、その攻撃を助長させる要因にもなりかねないことを指摘している（大野、1996）。また、古畑（1985）は、「いじめの被害者にも原因がある」とする見解は、人々がいじめ被害者の性格や態度といった内的な属性へ安易に帰属を行った反映である可能性を指摘し、この見解からいじめが解決されることはなく、解決を目指すのであれば、いじめの当事者以外の要因により目を向けていく必要があることを主張している（大野、1996）。被害者への有責性意識は、加害者のいじめ行為の正当化をするために用いられるものであると考えられ、いじめ行為の正当化は「加害者本人やいじめを取り巻く者のみならず、ときに被害者にさえも、いじめ行為の正当性を認めさせられる」ものとなり得る（久保田、2003）。NHK 番組の『中学生日記』（NHK、2008）での討論においても、「いじめられる側にも原因がある」か否かが論点として登場していることから、いじめの渦中にある当事者たちにとっても重要なテーマであると考えられる。したがって、いじめ被害者の原因帰属だけでなく、いじめ加害者の原因帰属について検討することは極めて重要であるといえる。

以上の議論を踏まえ、いじめ被害者の自己非難的帰属および被害者への有責性意識が、いじめ被害者への有効な支援やいじめ問題の解決を目指すうえで重要な視点であると考えられる。しかしながら、先述のように、本邦において、実際のいじめ体験の原因帰属に関する研究はほとんどなされておらず、その構造はいまだ明らかになっていないといえる。

本研究の目的

本研究では、いじめ体験における自己非難的帰属研究の発展を目指し、実際に体験したいじめの原因帰属の構造を探索的に検討することを目的とする。

なお、自己非難的原因帰属には経時的な変化がある可能性（Danielson, & Enner-Sonner, 2016 ; Feiring & Cleland, 2007）や、いじめを体験した立場による差（Guy et al., 2017）が指摘されていることを踏まえ、いじめ体験の原因帰属について、被害・加害以外の立場でいじめを経験した者も考慮し、いじめを体験した当時と現在という時間的経過の観点からも検討する。

2. 方法

調査時期および調査協力者

2023 年 1~2 月に、260 名（高校生 182 名、大学生 78 名）を対象に、調査を実施した。内訳は、男性 118 名、女性 135 名、その他 7 名、平均年齢 17.70 歳（ $SD=1.54$ ）であった。

手続き

無記名式の質問紙調査を行った。高校生は、学校管理者の承認を得たのち、教員を通じた一斉配布式で行った。大学生は講義内で、教員の同意のもと一斉配布式で行った。

いじめに関する調査を実施するにあたり、坂西（1995）が、いじめの渦中にあるとき、実情をありのままに表現することが困難であることから、時間的・心理的に距離をおくことにより、自己の体験を見ることができると述べている。それを踏まえ、本研究では、高校生および大学生を対象とし、小学校および中学校で体験したいじめに関する原因帰属に着目する。なお、倫理的配慮という観点から、調査の際、次のことに細心の注意を払った。①調査の協力は自由意志であること、および回答の回避・中止が可能であること、②個人情報保護されること、③回答は研究以外の目的に使用しないことを説明した。特に、④回答中に嫌な気持ちになりそうな場合などはいつでも回答を中止してよいことを強調して伝えた。そのうえで、研究協力に同意が得られた者を対象に回答を求めた。

本研究は神戸大学大学院人間発達環境学研究科倫理審査委員会の承認のもと調査を行った（受付番号 No.620）。

質問紙調査の構成

- ①フェイスシート 学年と年齢、性別について回答を求めた。
- ②いじめ体験の有無を問う項目 いじめを体験した立場（被害者、加害者、傍観者、いじめ体験なし）、時期、内容を尋ねた。なお、いじめの立場は複数回答形式で回答を求めた。
- ③いじめの原因帰属に関する項目 被害体験者、加害体験者には、被害者、加害者のそれぞれにどの程度いじめの原因があると思うか、体験当時および現在における考えを、それぞれ 5 件法（「そう思わない」～「そう思う」）で尋ねた。なお、傍観者にはいじめ体験当時の考えのみを尋ねた。
- ④いじめの原因帰属に関する自由記述（2 項目） いじめ体験原因帰属に関する自由記述として、被害者及び加害経験者に、いじめられた理由（／いじめた理由）についていじめ体験当時の考え、現在の考えを自由記述式で回答を求めた。

分析方法

まず、いじめを体験した立場による原因帰属の差と、時間的経過に伴う原因帰属の特徴を検討するために、各項目についての量的な分析を行った。また、いじめの原因帰属の構造を探索的に検討するため、被害者と加害者の得点を用いてクラスター分析を行った。

続いて、いじめの原因帰属の構造を検討するため、自由記述について、質的な分析を行ったのち、数量化Ⅲ類を用いた量的な分析を行った。なお、分析には、SPSS（ver27）と HADver17 を使用し、統計学的な有意水準は 5%とした。

3. 結果

いじめ被害の原因帰属に関する量的分析

回答に不備があった者を除く 242 名（男性 110 名、女性 130 名、その他 2 名、平均年齢 17.72 歳（ $SD=1.56$ ））を分析対象とした。被害者、加害者、傍観者のいずれかの立場でいじめ体験を有する者は 185 名、いじめ体験のない者は 57 名であった。なお、いじめ体験を有する者の内訳は、被害者 71 名、加害者 44 名、傍観者 125 名であった。本研究では、経験したことのある立場について複数

回答を求めたため、2 つ以上の立場を経験したことがある者について、以下の手順で1つの立場に振り分けた。まず、被害経験ある回答者は被害者とした。その理由は、被害者と加害者の両方を経験している場合に、加害体験より被害体験の方が強く影響している可能性があることが示唆されている（香取，1999）ためである。続いて、加害と傍観を経験している場合には、加害者として扱うこととした。その結果、いじめ体験者の内訳は、被害者 71 名、加害者 29 名、傍観者 85 名となった。

まず、記述統計と各原因帰属得点間におけるいじめ体験者全体および立場別の Pearson の積率相関係数を算出した（Table 1-4）。なお、「加害者への帰属」について、加害者の得点を除くすべての得点で天井効果が見られた。本研究では原因帰属の程度を1項目で尋ねたため、解釈に慎重になる必要があるものの、「加害者への帰属」得点として用いることとした。

同時点における「加害者への帰属」と「被害者への帰属」得点は、いじめ体験者全体、加害者および傍観者において、有意な中程度の負の相関を示した ($p<.01-.001$)。2 時点における「加害者への帰属」および、2 時点における「被害者への帰属」は、いじめ体験者全体およびすべての立場において有意な中程度の正の相関を示した ($p<.05-.01$)。

Table 1

いじめ体験者の原因帰属得点における記述統計量と相関係数

	<i>M</i> (range)	<i>SD</i>	2	3	4
当時					
1. 加害者への帰属	4.21 (1-5)	1.05	-.40***	.51***	-.19
2. 被害者への帰属	2.97 (1-5)	1.23	—	-.31**	.45***
現在					
3. 加害者への帰属	4.33 (1-5)	0.91	—	—	-.32***
4. 被害者への帰属	2.81 (1-5)	1.20	—	—	—

* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$

Table 2

被害者の原因帰属得点における記述統計量と相関係数

	<i>M</i> (range)	<i>SD</i>	1	2	3	4
当時						
1. 加害者への帰属	4.48 (1-5)	0.86	—	-.235	.668***	-.298*
2. 被害者への帰属	2.77 (1-5)	1.30	—	—	-.325**	.526***
現在						
3. 加害者への帰属	4.39 (1-5)	0.87	—	—	—	-.160
4. 被害者への帰属	2.77 (1-5)	1.22	—	—	—	—

* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$

Table 3

加害者の原因帰属得点における記述統計量と相関係数

	<i>M</i> (range)	<i>SD</i>	2	3	4
当時					
1. 加害者への帰属	3.34 (1-5)	1.32	-.40*	.36	-.05
2. 被害者への帰属	3.55 (1-5)	1.00	—	-.31	.34
現在					
3. 加害者への帰属	4.17 (1-5)	1.12	—	—	-.62***
4. 被害者への帰属	2.90 (1-5)	1.18	—	—	—

* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$

Table 4

傍観者の原因帰属得点における記述統計量と相関係数

	<i>M</i> (range)	<i>SD</i>	2
当時			
1. 加害者への帰属	4.27 (1-5)	0.94	-.44***
2. 被害者への帰属	2.94 (1-5)	1.23	—

* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$

続いて、いじめの原因帰属について、体験当時と現在の差を検討するために対応のある t 検定を行った。その結果、被害者においては体験当時と現在の原因帰属に有意な差は見られなかった。加害者では、「加害者への帰属」が回答時点から回顧して評価した当時の考えよりも現在の方が高く ($t = -3.33, p < .01$)、「被害者への帰属」は当時よりも現在の方が低い ($t = 2.68, p < .01$) という結果が得られた (Table 5)。また、原因帰属の立場による差を検討するため、被験者間で1要因分散分析を行った結果、加害者は、被害者と傍観者よりも、「加害者への帰属」が有意に低く ($F(2, 182) = 14.11, p < .001$)、被害者は加害者よりも、「被害者への帰属」が有意に低い ($F(2, 182) = 4.30, p < .05$) が示された (Table 6)。

Table 5

時間経過による原因帰属の差

		当時の原因帰属		現在の原因帰属		t
		<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	
被害者	加害者への帰属	4.48	0.86	4.39	0.87	<i>n.s.</i>
	被害者への帰属	2.77	1.30	2.77	1.22	<i>n.s.</i>
加害者	加害者への帰属	3.34	1.32	4.17	1.00	-3.33**
	被害者への帰属	3.55	1.12	2.90	1.18	2.68**

* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$

Table 6

いじめ体験当時の原因帰属の立場別の差

		被害者 (<i>n</i> =71)		加害者 (<i>n</i> =29)		傍観者 (<i>n</i> =85)		F	多重比較
		<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>		
原因帰属	加害者	4.48	0.86	3.34	1.32	4.27	0.94	14.11	被害者・傍観者>加害者***
	被害者	2.77	1.30	3.55	1.12	2.94	1.23	4.30	加害者>被害者*

* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$

Figure 1

被害者における原因帰属の分類 注) グラフは標準化得点

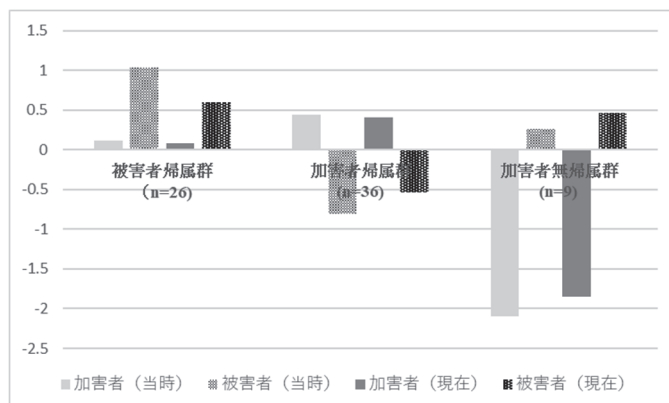
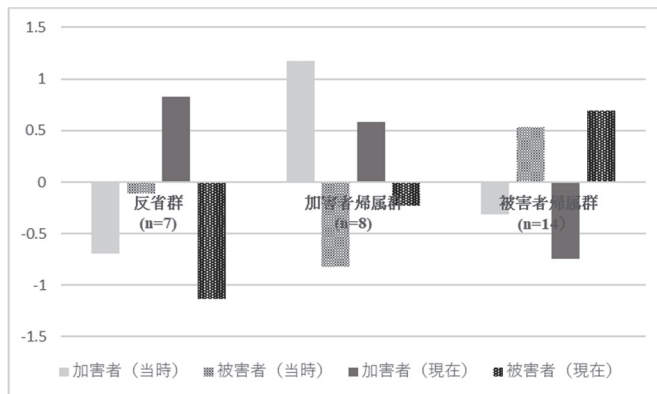


Figure 2

加害者における原因帰属の分類 注) グラフは標準化得点



いじめ体験に対する原因帰属の分類を行うために、被害者および加害者の原因帰属得点を用いて、それぞれクラスター分析 (Ward 法) を行った。その結果、クラスターの解釈可能性に基づき、被害者 (Figure 1) および加害者 (Figure 2) はそれぞれ 3 クラスターに分類された。まず、被害者のカテゴリについて、第 1 クラスターは、「被害者への帰属」が高く、「加害者への帰属」が平均的であることから、「被害者帰属群」とした。第 2 クラスターは、「被害者への帰属」は低く、「加害者への帰属」が高いため「加害者帰属群」とした。第 3 クラスターは、「加害者への帰属」が低く、「被害者への帰属」は平均以上の値をとっていることから、「加害者無帰属群」とした。

加害者のカテゴリについて、第 1 クラスターは、当時に比べて現在の「加害者への帰属」が高く、当時に比べて現在の「被害者への帰属」が低いことから「反省群」とした。第 2 クラスターは、「加害者への帰属」が高く、「被害者への帰属」が低いことから、「加害者帰属群」とした。第 3 クラスターは、「加害者への帰属」が低く、「被害者への帰属」が高いことから「被害者帰属群」とした。

いじめの原因帰属に関する自由記述の分析

自由記述の分析においては、被害経験と加害経験の両方を体験している場合も、それぞれの体験の原因帰属に関する回答をデータとして用いることとした。得られた自由記述について、まず、いじめ体験の原因帰属ではないと考えられる記述を除いた。具体的には、いじめの状況を説明したもの (例:「泣いて謝って何とか元に近い形になったけど」) は、原因帰属に関する記述ではないと考え分析から除いた。続いて、各人の記述を 1 つの意味内容のみを表すまで分割した結果、被害者の当時および現在の考えについて、68 名から 179 個の記述が得られた。また、加害者の当時および現在の考えについて、39 名から 127 個の記述が得られた。これらの記述について、KJ 法 (川喜多, 1967) を援用しカテゴリ分類を行った。

その結果、いじめ被害者における当時の原因帰属は「言動」「容姿」「性格」「加害者側の理由」「異質さ」「無抵抗」「嫉妬」「からかいやすさ」「環境」の 9 カテゴリー (「その他」を除く)、現在の原因帰属は「言動」「性格」「容姿」「無抵抗」「未熟さ」「環境」「嫉

妬」「加害者側の理由」「異質さ」「からかいやすさ」の 10 カテゴリー (「その他」を除く) に分類された。いじめ加害者における当時の原因帰属は「被害者の言動」「嫌いだから」「被害者にならないため」「いじめの認識なし」「同調」「報復」「被害者の容姿」「性格」「面白さ」「避けるため」の 10 カテゴリー (「その他」を除く)、現在の原因帰属は「未熟さ」「同調」「被害者にならないため」「利益」「被害者の言動」「いじめの認識なし」「嫌いだから」「被害者の容姿」「劣等感」「報復」「性格」の 11 カテゴリー (「その他」を除く) に分類された。各カテゴリと記述例を Table 8 および Table 9 に示す。なお、心理学を専門とする大学教員 1 名と大学院生 3 名により内容的妥当性の確認を行った。

続いて、KJ 法の結果をもとに被害者の原因帰属、加害者の原因帰属のそれぞれについて数量化Ⅲ類による分析を行った。いじめの原因帰属について、作成したカテゴリに該当する記述を行った場合には 1、記述がなかった場合には 0 として数値に変換した。

なお、松井・高本 (2018) によると、数量化理論Ⅲ類を用いる際の注意点として、入力するカテゴリに該当するサンプルが多すぎたり少なすぎたりすると、外れ値となって解析をゆがめることがあるため、10-90%か8-92%のサンプルを含むカテゴリを選ぶ手続きが多く行われている。そこで、本研究においても、記述率が 8%以下であった大カテゴリは、本研究では解析に用いないこととした。

Table 8

被害者における自由記述のカテゴリ分類の結果

カテゴリ	当時/現在	記述数	記述例
言動	当時・現在	48	相手の嫌な事をしてしまった
容姿	当時・現在	16	肥満だったから
からかいやすさ	当時・現在	12	からかわれやすかったから
無抵抗	当時・現在	13	対抗できなかったから
性格	当時・現在	20	真面目過ぎた
嫉妬	当時・現在	11	ピアノの伴奏を決めるオーディションで相手の子が落ちて逆恨みされた
異質さ	当時・現在	13	普通じゃないから・クラスで浮いていたから
環境	当時・現在	13	クラス内の数人が作り出していたいじめを許す空気が大きい
加害者側の理由	当時・現在	21	(加害者) が集団でしか強くなれない奴らだったから
未熟さ	当時・現在	6	双方未熟でまだ人間性が確立できていなかったから
その他	当時・現在	6	
		179	

Table 9

加害者における自由記述のカテゴリ分類の結果

カテゴリ	当時/現在	記述数	記述例
被害者の言動	当時・現在	28	被害者が不快な行為をしていた
同調	当時・現在	18	周りがやっていたから
未熟さ	当時・現在	11	いっしょにいたくない・いるのがしんどい時に、どう対処していいかわからなかったのだと思う
嫌いだから	当時・現在	10	その子のことが嫌いだったから
被害者にならないため	当時・現在	10	被害者の子と同じように仲間はずれにされたくないから
利益	当時・現在	9	誰かより、上の立場だと思えて安心したかったから
いじめの認識なし	当時・現在	8	やっているとはいじめという感覚は全くなかった
被害者の容姿	当時・現在	8	相手の子がひどくやせていたのを気持ち悪いと思っていたから
報復	当時・現在	5	やられたからやり返した
性格	当時・現在	4	性格が合わなかった
面白さ	当時・現在	2	面白かったから
避けるため	当時・現在	2	「仲良くできない」と思って避けたかったから
劣等感	当時・現在	2	自分がその子よりも劣っていてうらやましかったから
その他	当時・現在	10	
		127	

まず、被害者の原因帰属について解析した結果、得られた各軸の固有値は、.27, .25, .21 であった。相関係数が.50 以上の軸を基準にし、また解釈可能性を考慮し、第 2 軸までを採用した。第 1 軸 (X 軸) は、被害者のいくつかの要因と「加害者側の理由」を両端に持つことから、原因の位置、すなわち原因が“自己 (被害者) —他者 (加害者)” のどちらに原因が帰属されるかを説明していると考えられる。第 2 軸 (Y 軸) は、「容姿」と「異質さ」を両

端にもち、「言動」が中央に位置していることから、「帰属要因の統制可能性」を示していると考えられる (Figure 3)。

続いて、加害者の原因帰属について解析した結果、得られた各軸の固有値は、.33, .27, .17 であった。加害者においても、相関係数が.50 以上の軸を基準にし、また解釈可能性を考慮し、第2軸までを採用した。第1軸 (X 軸) は「同調」と「嫌いだから」を両端にもつことから、「いじめの認識」を示していると考えられる。第2軸 (Y 軸) は、「被害者の言動」と「被害者にならないため」を両端に持つことから、「いじめ行為の帰属要因」を示していると考えられる (Figure 4)。

4. 考察

本研究では、高校生および大学生を対象に、いじめ体験の原因帰属の構造を探索的に検討することを目的とした。

まず、調査協力者の約8割が小中学校において、いずれかの立場でいじめを経験していることが示された。特に、調査協力者の約29.3%がいじめ被害を、約18.2%がいじめ加害を経験していた。これは、いじめ被害体験者の割合を示した坂西 (1995) の結果 (24.7%) とも類似した割合であった。また、本研究においては、男性の30.9%、女性の26.9%がいじめ被害を有しているという結果が得られた。

いじめ体験の原因帰属の構造

「加害者への帰属」について、加害者における「当時の加害者への帰属」以外の得点で天井効果が確認された。そのため、本研究で得られた結果の解釈には慎重になる必要がある。先に述べた通り、天井効果が生じた理由として、原因帰属の程度を単項目で尋ねたことが挙げられる。また、四辻・瀧野 (2011) は大学生におけるいじめ観を検討し、いじめを許されないと考えている大学生が多く、自分が過去に加害者であったか、現在加害者であるかにかかわらず、いじめを肯定的に捉える大学生はあまり多くないことを示唆している。本研究の調査協力者も、いじめ体験の有無や立場にかかわらず、いじめは許されないと考えている高校生・大学生が多く、その結果、天井効果が生じた可能性がある。森田 (2010) によると、1980 年代にいじめが社会問題として発見され、「いじめ」が概念として確立されたことにより、社会規範としてグレーゾーンに位置していたいじめが明確な「逸脱」ないしは「悪」の領域へと移行した。その中で、従来のいじめに対する方策は、「いじめは人間として許されない行為」という考え方を、個々の内面に埋め込み、道徳観に訴えてきた。そのため、本研究の調査協力者にも「いじめは許されないもの」という道徳観が広がっており、いじめの原因を尋ねられた場合に「加害者に原因がある」という回答せざるを得なかった可能性や、社会的望ましさによる回答の歪みが生じた可能性がある。

Figure 3

被害者の原因帰属における1軸 (X 軸) と2軸 (Y 軸) の組み合わせによるプロット図

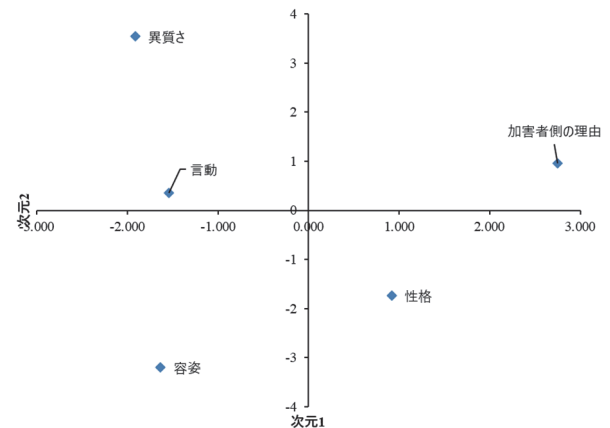
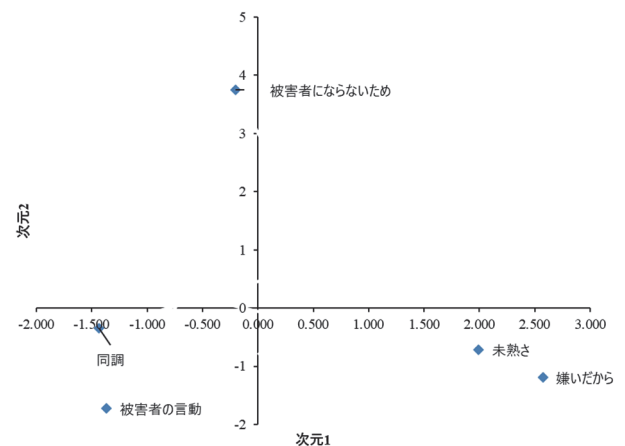


Figure 4

加害者の原因帰属における1軸 (X 軸) と2軸 (Y 軸) の組み合わせによるプロット図



いじめ体験における原因帰属の体験当時と現在の差

いじめ被害者の原因帰属について、Danielson & Emmers-Sonner (2016) は、いじめ被害者のブログの調査から、被害者が被害体験時は自分自身を責め、いじめが終わり、成長するにつれて、加害者を責めるようになることを示唆している。しかしながら、本研究においては、被害者の原因帰属は、当時と現在の得点に有意な差はなかった。Janoff-Bulman (1979) が提唱した2タイプの自己非難的帰属のうち、CSBは時間的に安定した帰属であるが、本研究で得られた被害者の自由記述には、「容姿」などのCSBに分類されると考えられるカテゴリーも複数見られた。すなわち、被害体験当時に「容姿」など、内的で時間的安定性のある原因に帰属した場合、その帰属は変化しにくい可能性があるといえる。被害者の自己非難的帰属はいじめの心理的影響に関連している可能性があるため、今後は被害者の帰属の性質、介入方法について検討していく必要がある。

一方で、加害者においては、当時、すなわち回答時点から過去を顧みた得点に比べ現在の方が「加害者への帰属」得点が高く、当時よりも現在の方が「被害者への帰属」得点が低いという結果が得られた。したがって、いじめ被害者への有責性意識は、いじめが行われている時点でより強く認識されていることが推察される。また、加害者はいじめ体験の原因帰属について、回答時点から過去を顧みた場合よりも現在において、より「加害者への帰属」を高く見積もり、反対に「被害者への帰属」を低く見積もっている可能性が示唆された。すなわち、体験時はいじめを正当化するために「被害者への帰属」を行っているが、いじめ加害体験から時間的に距離を置き、体験を客観視できるようになることに伴い、その原因帰属を自己に変化させていく可能性がある。

また、自由記述からも、現在においてのみ「未熟さ」や「利益」などの、加害者自身への帰属を意味するカテゴリーが抽出された。また、クラスター分析の結果からも、「被害者への帰属」の程度が低くなり、「加害者への帰属」の程度が高くなる「反省群」が抽出された。以上の結果からも、加害者の中には過去のいじめ体験を省み、その原因の位置を変化させている可能性があると考えられる。本間（2003）は、いじめ加害停止者の停止理由について、自由記述をもとに検討し、「いじめられる人の気持ちが変わったから」「いじている自分が情けないと思った」のような、「加害者自身の変化」に関する内容が過半数を超えていることを明らかにしている。本研究で得られた現在の原因帰属に関する自由記述においても、「未熟さ」（「いじめと認識する力、行動を制御する力が弱かったから」、「人の気持ちを考えて行動するという当たり前のことが出来ていなかったからだと思う」）など、本間（2003）の「加害者自身の変化」と類似した自身の加害体験を顧みる記述がみられた。これらは、いじめ加害体験を終えた現在における原因帰属であり、いじめ体験を停止する際には、原因帰属の変化が関連している可能性があるのかもしれない。

いじめ体験立場による原因帰属の差

いじめ体験立場による原因帰属の差の検討から、加害者は被害者、傍観者に比べて、「加害者への帰属」が低く、また、「被害者への帰属」は加害者において最も高いという結果が示された。Graham et al（2006）は、被害者は加害者や適応的な生徒に比べてCSB傾向が高いことを示している。CSBは自己非難的帰属の1つであるが、本研究では、加害者において「被害者への帰属」が最も高く、Graham et al（2006）の知見と異なる結果が得られた。一方、被害者への有責性意識の観点から見ると、加害者が「被害者への帰属」を高く見積もっていることは、久保田（2003）のいじめ加害者はいじめの原因を被害者に帰す傾向があるといった知見と一致した結果であった。本研究においても、加害者が、いじめの原因を被害者に帰属することで、自身のいじめ行為を正当化している可能性があることが示唆された。

いじめ体験における原因帰属の分類および自由記述分析の結果

クラスター分析の結果、被害者の原因帰属は「被害者帰属群」「加害者帰属群」「加害者無帰属群」の3クラスターに分類された。また、自由記述の分析の結果、被害者の原因帰属について、

「言動」「容姿」「性格」などをはじめ、被害者自身への帰属を示す記述が多く見られた。原因帰属得点を用いた量的な検討からは、「被害者への帰属」は加害者において最も高いことが明らかにされたものの、クラスター分析と自由記述分析の結果を踏まえると、被害者の中にも、いじめの原因を被害者自身に帰属している者が一定数いると推察される。久保田（2003）が述べているように、加害者や周囲の者による被害者への有責性意識によって、被害者は「自分が悪い」と自身に帰属することで、いじめ行為の正当性を認めさせられてしまうのかもしれない。

また、原因帰属の構造をより詳細に検討するために、数量化III類による分析を行ったところ、被害者の原因帰属は、「帰属要因の統制可能性」と「自己（被害者）—他者（加害者）」の2つの軸で説明できる可能性が示唆された。「帰属要因の統制可能性」について、「異質さ」「言動」「容姿」はいずれも被害者自身への帰属であるものの、それぞれ両極、中央に位置した。このことから、被害者自身への帰属は「帰属要因の統制可能性」という観点から大別することが可能であると推察される。すなわち、Janoff-Bulman（1979）が性被害を対象とした検討から提案した2タイプの自己非難的帰属は、いじめ問題においても適応できる可能性があるといえる。従来の研究において2タイプの自己非難的帰属といじめ体験との関連は検討されてきたが、それらは仮想場面を用いた検討であった（e.g. Graham & Juvonen, 1998）。本研究において、実際のいじめ被害体験への原因帰属に基づく検討を行ったことは意義があるといえる。また、「自己（被害者）—他者（加害者）」の軸および相関分析の結果から、いじめ被害の原因帰属には「自己—他者」という次元があり、この2つは相関関係にあることが示唆された。

加害者について、クラスター分析の結果、「反省群」「加害者帰属群」「被害者帰属群」の3クラスターに分類され、被害者同様に、いじめの原因を被害者に帰属している群が抽出された。また、森田・清水（1994）によると、加害者がいじめを行う理由は、「相手に悪いところがあるから」が65.5%、「面白いから」が10.2%、「なんとなくいじめたくなるから」が20.4%、「その他」が3.8%であった。また、田上（1998）は、加害者は、「自分だけではない、みんなもやっていた」「気晴らしにやっただけ」「あいつの性格を直してやろうと思って」などの理由でいじめを日常的に行い、その罪悪感がないことを指摘している。これらの研究と同様に、本研究においても、「被害者の言動」「被害者の容姿」など「被害者に悪いところがあるからいじめる」といった理由や、「同調」をいじめた理由として考えている加害体験者が多く見られた。「被害者の言動」や「被害者の容姿」といった記述は、「いじめられる側にも原因がある」といったいじめの有責性意識の問題を示していると考えられる。以上のように、質的な検討からも、加害者がいじめの理由を被害者に帰属し、自身のいじめ行為を正当化している可能性が示唆された。加えて、現在の自由記述においてのみ「未熟さ」のカテゴリーが抽出されたことから、質的にも、加害者の帰属について、現在から過去を顧みた当時の考えと現在の考えは異なる可能性が示された。加害者の帰属がいじめの停止要因である可能性があることから、いじめ問題の解消を目指すうえで、今

後は加害者の帰属がどのような要因によって変化するのかを明らかにすることが重要である。

数量化Ⅲ類による分析の結果、加害者の原因帰属は「いじめの帰属要因」と「いじめの認識」の2つの軸で説明できる可能性が示唆された。まず「いじめの帰属要因」について、第1軸は「被害者にならないため」と「被害者の言動」を両極に持っていた。このことから、被害者への有責性意識によって、加害行為を正当化するだけでなく、「被害者にならないため」にいじめを行っている者が存在することが示唆された。中井（2018）によると、持続的ないじめの対象を作るためには、被害者を孤立させる必要がある。「そのために、誰かがマークされたということを周知させ、そうするとマークされなかった者はほっとする。そうして標的から距離を置き、距離を置かない者には、それが損であり、まかり間違うと身の破滅だよということをちらつかせる」（中井，2018）。中井（2018）の理論と、本研究の結果を照らし合わせると、孤立化の過程において、標的にならず安堵した者は、加害者となることで持続的な標的を作り出すことに成功し、自身の身を守ることができるのだと考えられる。このように、いじめ加害者には、いじめを正当化するための何らかの原因帰属を被害者へ行う者と、「自分さえいじめられなければいい」と自身の身を守るためにいじめを行っている者がいる可能性が示唆された。後者については、いじめの社会学的な観点を踏まえた検討およびその実証を行っていくことが重要であると考えられる。

本研究の限界と今後の課題

最後に本研究の限界と今後の課題として、以下の3点を述べる。

第1に、サンプル数の問題である。本研究では、全調査協力者のうちいじめ体験のある者を分析対象とした。特に、加害者は、被害者や傍観者に比べてサンプル数が少なかった。そのため、加害者に関する分析結果の安定性には議論の余地があり、また本研究の結果を一般化できるとは言い難い。今後は、より多くのサンプルを用いた検討が必要である。

第2に、本研究で収集されたデータは、回顧的な手法を用いた横断調査に基づくものであり、過去のいじめ体験時の原因帰属について当時の実態を反映できているとは限らない。また、原因帰属の経時的な変化について、本研究で得られた結果をもとに直接的に言及することはできない。したがって、今後は追跡法による縦断研究を行い、いじめ体験における原因帰属の実態をより正確に把握した上でその構造や影響について検討する必要がある。

第3に、原因帰属の測定方法についてである。本研究では、被害者および加害者への原因帰属を単項目で測定した。そのため、回答者によって教示の解釈が異なっていた可能性や、原因帰属を十分に測定できなかった可能性がある。今後は信頼性、妥当性の確保された尺度開発に基づく検討が必要である。また、堀他（2021）がいじめ被害者への有責性意識に関する従来の質問紙調査を用いた研究の問題として指摘しているように、本研究で測定した原因帰属得点もまた、調査協力者の意識的な側面を検討したものであり、社会的望ましさによって、回答が歪曲されている可能性も否めないため、いじめ体験の原因帰属のより適切な測定方法について検討していく必要があると考えられる。

引用文献

- 荒木 剛（2005）. いじめ被害体験者の青年期後期におけるレジリエンス（resilience）に寄与する要因について パーソナリティ研究, 14, 54-68.
- 飛鳥井 望（2010）. ト라우マやPTSDで悩む人に「心の傷」のケアと治療ガイド 保健同人社
- 坂西 友秀（1995）. いじめが被害者に及ぼす長期的な影響および被害者の自己認知と他の被害者認知の差 社会心理学研究, 11, 105-115.
- Danielson, C. M. & Emmers-sommer, T. M. (2016). "It was my fault": Bullied student's causal and controllable attributions in bullying blogs. *Journal of Health Communication*, 21, 1-7.
- Feiring, C. & Cleland, C. (2007). Childhood sexual abuse and abuse-specific attributions of blame over 6 years following discovery. *Child Abuse & Neglect*, 31, 1169-1186.
- Georgiou, S. N. & Stavrinides, P. (2008). Bullies, victims and bully-victims: psychological profiles and attribution styles. *School Psychology International*, 29, 574-589.
- Guy, A., Lee, K., & Wolke, D. (2017). Differences in the early stages of social information processing for adolescents involved in bullying. *Aggressive Behavior*, 43, 578-587.
- Graham, S. Bellmore, A. D., & Mize, J. (2006). Peer victimization, aggression, and their co-occurrence in middle school: pathways to adjustment problems. *Journal of Abnormal Child Psychology*, 34, 367-378.
- Graham, S., & Juvonen, J. (1998). Self-blame and peer victimization in middle school: an attributional analysis. *Developmental Psychology*, 34, 587-599.
- Graham, S. & Juvonen, J. (2001). *Peer harassment in school; The plight of the vulnerable and victimized* The Guilford Press, New York London.
- Harris, C., Ullman, S. E., Shepp, V., & O'Callaghan, E. (2021). Multiple perpetrator sexual assault: correlates of PTSD and depressive symptoms in a sample of adult women. *Journal of Sexual Aggression*, 27, 387-400.
- 速水 敏彦（1990）. 教室場面における達成動機づけの原因帰属理論 風間書房
- 本間 友巳（2003）. 中学生のいじめの停止に関連する要因といじめ加害者への対応 教育心理学研究, 51, 390-400.
- 堀 孝司・小山 聡子・福井 義一（2021）. いじめ被害者への有責性認知の意識的・非意識的側面の世代間差と性差 日本教育心理学会第63回総会発表論文集, 415.
- Idsoe, T., Dyregrov, A., & Idsoe, E. C. (2012). Bullying and PTSD symptoms. *J Abnorm Child Psychol*, 40, 901-911.
- Janoff-Bulman, R. (1979). Characterological versus behavioral self-blame: inquiries into depressions and rape. *Journal of Personality and Social Psychology*, 37, 1798-1809.
- 亀田 秀子・藤枝 静暁・会沢 信彦（2018）. 我が国のいじめの長期的影響に関する研究動向と展望（2）——いじめ被害体験が

- 対人関係に与える影響—— 文教大学教育学部紀要, 52, 153-166.
- 勝間田 冬華・吉田 圭吾 (2023). ト라우マに対する自己非難的帰属研究の国外文献レビュー 神戸大学発達・臨床心理学研究, 22, 7-15.
- 香取 早苗 (1999). 過去のいじめ体験による心的影響と心の傷の回復方法に関する研究 カウンセリング研究, 32, 1-13.
- 国立教育政策研究所 (2021). いじめ追跡調査 2016-2018——いじめ Q&A——
- 久保田 真功 (2004). いじめへの対処行動の有効性に関する分析——いじめ被害者による否定的ラベル「修正」の試み—— 教育社会学研究, 74, 249-268.
- 松井 豊・高本 真寛 (2018). 心理学における数量化理論第Ⅲ類の利用について 筑波大学心理学研究, 56, 59-66.
- 水谷 聡秀・雨宮 俊彦 (2015). 小中高時代のいじめ経験が大学生の自尊感情と Well-Being に与える影響 教育心理学研究, 63, 102-110.
- 文部科学省 (2013). いじめ防止対策推進法 (平成 25 年 9 月 28 日) 概要 Retrieved from https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2018/08/21/1400030_001_1_1.pdf (2024 年 1 月 14 日)
- 森田 洋司 (2010). いじめとは何か——教室の問題、社会の問題—— 中公新書
- 森田 洋司・清水 賢二 (1986). いじめ——教室の病—— 金子書房
- 村山 恭朗・伊藤 大幸・浜田 恵・中島 俊思・野田 航・片桐 正敏・高柳 伸哉・田中 善大・辻井 正次 (2015). いじめ加害・被害と内在化／外在化問題との関連性 発達心理学研究, 26, 13-22.
- 奈須 正裕 (1988). Weiner の達成動機づけに関する帰属理論についての研究 教育心理学研究, 37, 84-95.
- 中井 久夫 (2018). いじめの政治学 みすず書房
- NHK『中学生日記』(2008). NHK 中学生日記 DVD ブック——いじめ、なくしたい—— 毎日コミュニケーションズ
- 大久保 純一郎 (2012). 回顧的に報告されたいじめ体験と青年期心性の関連性 (1): 対人恐怖心性, 自尊感情, ストレス反応について 同志社大学教職課程年報, 1, 57-66.
- 大野 俊和 (1996). 被害者への否定的評価に関する実験的研究——「いじめ」の被害者を中心として—— 実験社会心理学研究, 36, 230-239.
- Schacter, H. L. & Juvonen, J. (2015). The effects of school-level victimization on self-blame: evidence for contextualized social cognitions. *Developmental Psychology*, 51, 841-847.
- Shelley, D. & Craig, W. M. (2010). Attributions and coping styles in reducing victimization. *Canadian Journal of School Psychology*, 25, 84-100.
- 田上 不二夫 (1998). スクールカウンセラーの事例ファイル① いじめ・不登校 福村出版
- 竹川 郁雄 (2010). 戦後日本社会におけるいじめ問題についての一考察 愛媛大学法文学部論集. 人文学科編, 28, 137-150.
- Weiner, B. (1979). A theory of motivation for some classroom experience. *Journal of Educational Psychology*, 71, 3-25.
- Yang, J. Y., McDonald, K. L., & Seo, S. (2022). Attributions about peer victimization in US and Korean adolescents and associations with internalizing problems. *Journal of Youth and Adolescence*, 51, 2018-2032.
- 四辻 伸吾・瀧野 楊三 (2011). 大学生のいじめ観 (II) 大阪教育大学紀要, 60, 91-109.

付記

本稿は日本心理学会第 87 回大会で発表したものを加筆、再構成したものである。